

犯罪です。

●愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または
500万円以下の罰金
●愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

[illegible]

令和2年5月1日付



罰則が強化
されました。

動物の遺棄・虐待は



環境省 警察庁

滋賀県 大津市 滋賀県警察

【各問い合わせ先】

滋賀県動物保護管理センター ☎ 0748-75-1911

滋賀県 大津警察 ☎ 077-522-1234

滋賀県 草津警察署 ☎ 077-563-0110

滋賀県 守山警察署 ☎ 077-583-0110

滋賀県 甲賀警察署 ☎ 0748-62-4155

滋賀県 近江八幡警察署 ☎ 0748-32-0110

滋賀県 東近江警察署 ☎ 0748-24-0110

滋賀県警察本部

生活安全部生活環境課 ☎ 077-522-1231

大津市動物愛護センター ☎ 077-574-4601

滋賀県 彦根警察署 ☎ 0749-27-0110

滋賀県 米原警察署 ☎ 0749-52-0110

滋賀県 長浜警察署 ☎ 0749-62-0110

滋賀県 木之本警察署 ☎ 0749-82-3021

滋賀県 高島警察署 ☎ 0740-22-0110

滋賀県 大津北警察署 ☎ 077-573-1234